別　記

様式第１号（第３条関係）

建築物移動等円滑化誘導基準の適合状況調書

年　　月　　日作成

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築主氏名 |  | 建物名称 |  | | 地名地番 |  | |
| 作成者 | （勤務先） | | | （TEL） | | | （氏名） |

記入方法１　設計内容の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。

　　　　２　判定の欄は、基準への適否の判定を次の記号により記入すること。

(1)　基準に適合する場合　〇

(2)　基準に適合しない場合　×

(3)　該当しない項目　－

１　一般基準（多数の者が利用する特定施設に係る基準）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定施設等 | 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号。以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に定める基準 | | | 設計内容 | 判定 | 留　意　事　項 |
| 出入口  （建築物移動等円滑化誘導基準第２条） | １ 全ての出 入口 | (1)　幅は90cm以上であるか | | （内法幅）  cm |  | 昇降機・便所・浴室等の出入 口、基準適合出入口に併設 された出入口を除く。 |
| (2)　戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | | （開閉方式・有無） |  |
| ２ １以上の 建物出入口 | (1)　幅は120cm以上であるか | | （内法幅）  cm |  | 建物出入口とは、建築物の 直接地上へ通ずる出入口を いう。 |
| (2)　戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けて  いるか | | （開閉方式・有無） |  |
| 廊下等  （建築物移動等円滑化誘導基準第３条） | １　幅は180cm以上（50ｍ以内ごとに車椅子がすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上）であるか | | | （有無・内法幅）  cm |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注１）は適用除外 |
| ２　表面は滑りにくい仕上げであるか | | | （仕上げ材） |  |  |
| ３　点状ブロック等を敷設（階段または傾斜路の上端に近接する部分）しているか | | | （敷設の有無） |  | 注２ |
| ４　戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | | | （開閉方式・有無） |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注１）は適用除外 |
| ５　側面に外開きの戸がある場合は、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障とならないよう措置されているか | | | （措置の有無） |  |  |
| ６　突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか | | | （措置の内容） |  |  |
| ７　休憩設備を適切に設けているか | | | （有無） |  |  |
| 階段  （建築物移動等円滑化誘導基準第４条） | １　幅は140cm以上であるか | | | （内法幅）  cm |  | 手すりの幅は10cm以内まで不算入 |
| ２　蹴上げは16cm以下であるか | | | （蹴上げ）  cm |  |  |
| ３　踏面は30cm以上であるか | | | （踏面）  cm |  |  |
| ４　両側に手すりを設けているか | | | （有無） |  | 踊場を除く。 |
| ５　表面は滑りにくい仕上げであるか | | | （仕上げ材） |  |  |
| ６　段は識別しやすいものか | | | （段鼻／その他） |  |  |
| ７　段はつまずきにくいものか | | | （措置の内容） |  |  |
| ８　点状ブロック等を敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）しているか | | | （措置の有無） |  | 注３ |
| ９　主な階段を回り階段としていないか | | | （回り階段の有無） |  |  |
| 傾斜路またはエレベーターその他の昇降機の設置  （建築物移動等円滑化誘導基準第５条） | 階段以外に傾斜路またはエレベーターその他の昇降機（２以上の階にわたるときは建築物移動等円滑化誘導基準第７条の昇降機に限る。）を設けているか | | | （傾斜路・昇降機の別） |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注４）は適用除外 |
| 傾斜路  （建築物移動等円滑化誘導  基準第６条） | １　幅は150cm以上（階段に併設する場合は120cm以上）であるか | | | （内法幅・併設の有無）  　　　　　cm |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注５）は適用除外 |
| ２　勾配は１／12以下であるか | | | （勾配）  / |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注５）は適用除外 |
| ３　高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか | | | （有無） |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注５）は適用除外 |
| ４　両側に手すりを設けているか | | | （有無） |  | 勾配１／12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除 |
| ５　表面は滑りにくい仕上げであるか | | | （仕上げ材） |  |  |
| ６　前後の廊下等と識別しやすいものか | | | （措置の内容） |  |  |
| ７　点状ブロック等を敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）しているか | | | （措置の有無） |  | 注６ |
| エレベーター  （建築物移動等円滑化誘導基準第７条） | １　必要階（利用居室または車椅子使用者用便房・客席・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止する昇降機を１以上設けているか | | | （措置の有無） |  |  |
| ２　多数の者が利用する全てのエレベーター・乗降ロビー | (1)　籠および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
| (2)　籠の奥行きは135cm以上であるか | | （奥行き）  　　　　　cm |  |  |
| (3)　乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか | | （大きさ）  　　×　　cm |  |  |
| (4)　籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| (5)　乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| ３　多数の者が利用する１以上のエレベーター･乗降ロビー | (1)　２の全てを満たしているか | | （措置の有無） |  |  |
| (2)　籠の幅は140cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
| (3)　籠は車椅子が転回できる形状か | | （措置の有無） |  |  |
| (4)　籠内および乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| ４　不特定多数の者が利用する全てのエレベーター・乗降ロビー | (1)　籠および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか | | （内法幅）  　 　cm |  |  |
| (2)　籠の奥行きは135cm以上であるか | | （奥行き）  　　cm |  |  |
| (3)　乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか | | （大きさ）  × 　cm |  |  |
| (4)　籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| (5)　乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| (6)　籠の幅は140cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
| (7)　籠は車椅子が転回できる形状か | | （措置の有無） |  |  |
| ５　不特定多数の者が利用する１以上のエレベーター・乗降ロビー（車椅子使用者用経路を構成するエレベーター・乗降ロビーを含む。） | (1)　４(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか | | （措置の有無） |  |  |
| (2)　籠の幅は160cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
| (3)　籠および昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
| (4)　乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか | | （大きさ）  　　×　　cm |  |  |
| (5)　籠内および乗降ロビーに車椅子使用者が利用 しやすい制御装置を設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| ６　不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する１以上のエ | (1)　３の全てまたは５の全てを満たしているか | | （措置の有無） |  | 注７ |
| (2)　籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置 を設けているか | | （措置の有無） |  |
| (3)　籠内および乗降ロビーに視覚障害者が利用し やすい制御装置を設けているか | | （措置の有無） |  |
|  | レベーター・乗降ロビー | (4)　籠内または乗降ロビーに到着する籠の昇降方向 を知らせる音声装置を設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機  （建築物移動等円滑化誘導基準第８条） | １ エレベー ターの場合 | (1)　段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第１第９号のもの）であるか | | （措置の有無） |  |  |
| (2)　籠幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上であるか | | （内法幅・奥行き）  　　　　　cm |  |  |
| (3)　籠の床面積は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） | | （措置の有無） |  |  |
| ２ エスカレ ーターの場 合 | 車椅子使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第１ただし書のもの）であるか | | （措置の有無） |  |  |
| 便所  （建築物移動等円滑化誘導基準第９条） | １ 車椅子使 用者用便房 | 多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を１以上設けているか | | （措置の有無） |  | 注８ |
| (1)　腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか | | （措置の有無） |  |  |
| (2)　車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか | | （措置の有無） |  |  |
| (3) | ア　出入口幅は80cm以上であるか | （内法幅）  　　　　　cm |  | 当該便房を設ける便所も同様 |
| イ　出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | （開閉方式・有無） |  |
| ２　多数の者が利用する便所を設ける階に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けているか（各階１以上） | | | （措置の有無） |  |  |
| ３ 男子用小 便器のある 便所 | 床置式の小便器等を設けているか（各階の男子用小便器を設ける便所のうち１以上） | | （措置の有無） |  | 受け口の高さ35cm以下のものに限る。 |
| 劇場等の客席  （建築物移動等円滑化誘導基準第９条の２） | １　誘導基準適合車椅子使用者用部分 | 座席の数に応じた誘導基準適合車椅子使用者用部分を設けているか  ・座席数100以下：２以上  ・座席数100超200以下：２％（端数切り上げ）以上  ・座席数200超2,000以下：１％（端数切り上げ）+２以上  ・座席数2,000超：0.75％（端数切り上げ）+７以上 | | （設置数／座席数）  ／ |  |  |
| (1)　幅は90cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
| (2)　奥行きは135cm以上であるか | | （奥行き）  　　cm |  |  |
| (3)　床は平らであるか | | （措置の有無） |  |  |
| (4)　車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか | | （措置の有無） |  |  |
| (5)　同伴者用の座席またはスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| ２　誘導基準適合車椅子使用者用部分を２か所以上に分散して設けているか（座席数が200を超える場合に限る。） | | | （措置の有無） |  |  |
| ホテルまたは旅館の客室  （建築物移動等円滑化誘導基準第10条） | １　客室の総数の２％以上（同総数が200を超える場合は１％＋２以上）車椅子使用者用客室を設けているか | | | （設置数／全客室数）  ／ |  |  |
| ２　出入口 | (1)　幅は80cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
| (2)　戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | | （開閉方式・有無） |  |  |
| ３　便房 | (1)　車椅子使用者用便房を設けているか | | （措置の有無） |  | 同じ階に車椅子使用者用便房とした共用便所がある場合は免除 |
| (2) | ア　出入口の幅は80cm以上であるか | （内法幅）  　　　　　cm |  | ・当該便房を設ける便所も同様  ・同じ階に車椅子使用者用便房とした共用便所がある場合は免除 |
| イ　出入口の戸は車椅子使用者が通過しやす く、前後に水平部分を設けているか | （開閉方式・有無） |  |
| ４　車椅子使用者用浴室等 | 車椅子使用者用浴室等を設けているか | | （措置の有無） |  | 共用の車椅子使用者用浴室等がある場合は免除 |
| (1)　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか | | （措置の有無） |  |  |
|  |  | (2)　車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか | | （措置の有無） |  |  |
| (3)　出入口幅は80cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
|  |  | (4)　出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | | （開閉方式・有無） |  |  |
| 敷地内の通路（建築物移動等円滑化誘導基準第11条） | １　幅は180cm以上であるか　注９ | | | （内法幅）  　　　　　cm |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注10）は適用除外 |
| ２　表面は滑りにくい仕上げであるか | | | （仕上げ材） |  |  |
| ３　戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか　注９ | | | （開閉方式・有無） |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注10）は適用除外 |
| ４　段がある 部分 | (1)　幅は140cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  | 手すりの幅は10cm以内までは不算入 |
| (2)　蹴上げは16cm以下であるか | | （蹴上げ）  　　　　　cm |  |  |
| (3)　踏面は30cm以上であるか | | （踏面）  　　　　　cm |  |  |
| (4)　両側に手すりを設けているか | | （有無） |  |  |
| (5)　識別しやすいものか | | （措置の内容） |  |  |
| (6)　つまずきにくいものか | | （措置の内容） |  |  |
| ５　段以外に傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を設けているか　注９ | | | （傾斜路・昇降機の別） |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注10）は適用除外 |
| ６　傾斜路 | (1)　幅は150cm以上（段に併設する場合は120cm以上）であるか　注９ | | （内法幅・併設の有無）  　　　　　cm |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注10）は適用除外 |
| (2)　勾配は１／15以下であるか　注９ | | （勾配）  ／ |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注10）は適用除外 |
| (3)　高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を 設けているか（勾配１／20以下の場合は免除） 　注９ | | （有無） |  | 車椅子使用者の利用上支障がない部分（注10）は適用除外 |
| (4)　両側に手すりを設けているか（勾配１／12以下で高さ16cm以下または１／20以下の傾斜部分は免除） | | （有無） |  |  |
| (5)　前後の通路と識別しやすいものか | | （措置の内容） |  |  |
| 駐車場  （建築物移動等円滑化誘導基準第12条） | 車椅子使用者用駐車施設 | 駐車場に設ける駐車施設の数の２％（端数切り上げ）以上設置しているか | | （設置数／全設置数）  　　／　　台 |  | 注11 |
| (1)　幅は350cm以上であるか | | （幅）  　　　　　cm |  |  |
| (2)　利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか | | （措置の有無） |  |  |
| 浴室等  （建築物移動等円滑化誘導基準第13条） | 車椅子使用者用浴室等 | 車椅子使用者用浴室等を１以上設けているか | | （措置の有無） |  |  |
| (1)　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか | | （措置の有無） |  |  |
| (2)　車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか | | （措置の有無） |  |  |
| (3)　出入口幅は80cm以上であるか | | （内法幅）  　　　　　cm |  |  |
| (4)　出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか | | （開閉方式・有無） |  |  |
| 標識  （建築物移動等円滑化誘導基準第14条） | １　移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近、かつ、高齢者、障害者等の見やすい位置に標識を設置しているか | | | （措置の有無） |  |  |
| ２　表示すべき内容が容易に識別できるか | | | （措置の内容） |  |  |
| 案内設備  （建築物移動等円滑化誘導基準第15条） | １　建築物またはその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を案内する設備を設けているか | | | （措置の有無） |  | 容易に視認できる場合または案内所を設けた場合を除く。 |
| ２　建築物またはその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機または便所の配置を点字等により視覚障害者に示すための設備を設けているか | | | （措置の有無） |  | 案内所を設けた場合を除く。 |
| 特別特定建築物に関する読  替え  （建築物移動  等円滑化誘導  基準第18条） | 法第17条第１項の申請に係る特別特定建築物であるか | | | （該当の有無） |  |  |

２　視覚障害者移動等円滑化経路の基準（道等から案内設備または案内所までの主な経路に係る基準）注12

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定施設等 | 建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準 | 設計内容 | 判定 | 留　意　事　項 |
| 案内設備までの経路  （建築物移動等円滑化誘導基準第16条） | １　線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置 の設置（風除室で直進する場合は免除） | （措置の内容） |  |  |
| ２　車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか | （措置の有無） |  |  |
| ３　段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等 を敷設しているか | （措置の有無） |  | 注13 |

注１　車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

　　２　平成18年国土交通省告示第1489号第１で定める次に掲げる場合を除く。

　　　(1)　勾配が１／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　　(2)　高さ16cm以下で勾配１／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　　(3)　自動車車庫に設ける場合

　　３　平成18年国土交通省告示第1489号第２で定める次に掲げる場合を除く。

　　　(1) 自動車車庫に設ける場合

　　　(2) 段部分と連続して手すりを設ける場合

　　４　車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

５　車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

６　平成18年国土交通省告示第1489号第３で定める次に掲げる場合を除く。

　　(1)　勾配が１／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　(2)　高さ16cm以下で勾配１／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　(3)　自動車車庫に設ける場合

　　(4)　傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

７　平成18年国土交通省告示第1486号で定める次に掲げる場合を除く。

(1)　自動車車庫に設ける場合

８　令和６年国土交通省告示第1294号で定める次に掲げる場合を除く。

(1)　車椅子使用者用便房を１以上設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

(2)　男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便房を１以上設ける場合または男子用の車椅子使用者用便房を１以上設ける便所が男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

(3)　女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便房を１以上設ける場合または女子用の車椅子使用者用便房を１以上設ける便所が女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

９　地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

10　車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

11　令和６年国土交通省告示第1296号で定める次に掲げる場合を除く。

　　　(1)　多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を１以上設ける場合

　　　(2)　多数利用機械式駐車場および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を１以上設け、かつ、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数の合計数の２％（端数切り上げ）以上である場合

12　平成18年国土交通省告示第1489号第４で定める次に掲げる場合を除く。

　　(1)　自動車車庫に設ける場合

　　(2)　受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

13　平成18年国土交通省告示第1497号で定める次に掲げる部分を除く。

　　(1)　勾配が１／20以下の傾斜部分の上端に近接するもの

　　(2)　高さ16cm以下で勾配１／12以下の傾斜部分の上端に近接するもの

　　(3)　段部分または傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等